

受付番号	種目番号	連絡先	委託担当 建築局住宅政策課 担当者 小澤 電話 671-4121
------	------	-----	---

設 計 書

- 1 委託名 令和4年度 空家の実態調査等業務委託
- 2 履行場所 横浜市内
- 3 履行期間 期間 契約締結日から令和5年1月31日まで
又は期限 期限 年 月 日まで
- 4 契約区分 確定契約 概算契約
- 5 その他特約事項

- 6 現場説明 不要
 要 (月 日 時 分、 場所)
- 7 委託概要 (1) 現地実態調査

(2) アンケート作成・集計

(3) 報告書作成

8 部分払

する (回以内)

しない

部分払の基準

業務内容	履行予定月	数量	単位	単価	金額

* 単価及び金額は、消費税及び地方消費税を含まない金額

* 概数数量の場合は、数量及び金額を () で囲む。

委託代金額 _____

内 訳 業 務 価 格

消費税及び地方消費税相当額

	細別	単位	数量	単価	金額	摘要
令和4年度 空家の実態調査等業務委託						
(1) 現地実態調査		式	1			単価表1号
(2) アンケート作成・集計		式	1			単価表2号
(3) 報告書作成		式	1			単価表3号
事務経費		式	1			
小計						
業務価格						
消費税及び地方消費税相当額						
合計						

第 1 号 (1) 現地実態調査

単価表

1式当り

名 称	形状寸法	数量	単位	単 価	金 額	摘 要
直接人件費			人			
			人			
			人			
			人			
			人			
計						

第 2 号 (2) アンケート作成・集計

単価表

1式当り

名 称	形状寸法	数量	単位	単 価	金 額	摘 要
直接人件費			人			
			人			
			人			
			人			
			人			
計						

第 3 号 (3) 報告書作成

単価表

1 式当り

名 称	形状寸法	数量	単位	単 価	金 額	摘 要
直接人件費			人			
			人			
			人			
			人			
			人			
計						

一 般 仕 様 書

(適用)

- 第1条 本仕様書は、横浜市契約事務受任者 横浜市建築局長 が実施する 令和4年度 空家の実態調査等業務委託 (以下「委託業務」という。) に適用する。
- 2 特記仕様書に記載された事項は、この仕様書に優先して適用される。

(用語の定義)

- 第2条 監督職員とは、委託業務を監督する横浜市の指定する職員をいう。
- 2 指示とは、委託者側の発議により監督職員が受託者に対し、監督職員の所掌事務に関する方針、基準、計画などを示し実施させることをいう。
- 3 承諾とは、受託者側の発議により受託者が監督職員に報告し監督職員が了解することをいう。
- 4 協議とは、監督職員と受託者が対等の立場で合議することをいう。

(法規の遵守)

- 第3条 委託業務の実施に当たり、関係の法令、条例その他諸規定を守り、業務の円滑な進行を図らなければならない。

(業務確認)

- 第4条 受託者は、主要委託業務段階のうち、特記仕様書又はあらかじめ監督職員の指示した箇所については監督職員の承諾を得なければ、次の作業を進めてはならない。

(打合せ等)

- 第5条 業務を適正かつ円滑に実施するため、現場責任者と監督職員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度記録し、相互に確認しなければならない。
- 2 業務着手時等別途指定する業務の区切りにおいて、受託者と監督職員は打合せを行うものとし、その結果について記録し相互に確認しなければならない。

(第三者損害)

- 第6条 受託者は、委託業務実施に当たり、万一第三者に損害を及ぼした場合は、速やかに監督職員に報告するとともに、誠意をもって事後処理に当たらなければならない。

(疑義)

- 第7条 受託者は、委託業務の実施に当たり、設計書等に疑義が生じたときは、監督職員と協議しなければならない。

特記仕様書

1 業務の名称

令和4年度 空家の実態調査等業務委託

2 業務目的

本業務委託は、戸建空家（以下、「空家」という。）の実態や傾向を把握するため、横浜市内の2地区（都心部及び郊外部）において、実態調査や空家所有者へのアンケート調査を行い、「第2期横浜市空家等対策計画」及び空家対策に係る諸施策の見直しのための基礎資料とすることを目的とする。

3 履行期間

契約締結日から令和5年1月31日まで

4 業務内容

（1）現地実態調査

ア 横浜市内の2地区（都心周辺旧市街地 0.5 ㎢程度・郊外低層住宅地 1.5 ㎢程度）において、空家と想定される住宅（各地区それぞれ 150 戸程度）を対象に実態調査を実施し、空家か否かを判定する。空家と想定される住宅リストは発注者が貸与するものとし、空家の判定基準は発注者との協議により決定し、その基準をもとに総合的に判断する。また、実態調査における調査仕様マニュアルを作成し、発注者と内容の確認を行う。なお、実態調査を行う中で、空家と想定される住宅リストにおける住宅以外に空家と思われるものがあれば、原則として本業務の対象とする。

イ 空家と判定した場合は、外観目視により、敷地の状況（接道、アクセス、高低差等）や建物の状態（劣化・破損状況等）を確認し、「調査票」に記録のうえ集計する。「調査票」の様式等については、発注者との協議により決定する。なお、「調査票」への記録が不十分な場合は、再調査を実施するものとする。

ウ 実態調査は、令和4年9月30日（金）までに完了させるものとし、完了後速やかに、空家と判定した住宅について、建物の所在敷地地番を補記したリストを発注者に提出する。

エ 実態調査の実施にあたっては、本業務による調査であることが分かるよう、調査員は発注者が貸与する調査証を携行して調査にあたり、住民との各種トラブルがないように十分配慮するものとする。また、実態調査において問題が生じた際には速やかに発注者へ報告し、その指示を受けるものとする。なお、調査にあたっては私有地内（公衆の通行が可能な私道を除く）への立ち入りは行わないこととする。

（2）アンケート作成・集計

ア （1）において空家と判定した住宅の所有者を対象とした、家屋等の維持管理の状況や今後の活用の意向などを調査するためのアンケートを作成する。アンケートの設問等については、令和4年9月30日（金）までに発注者の確認を受け、様式を確定するものとする。

イ (1) ウで提出されたリスト及びアで確定したアンケート様式をもとに、発注者において、空家所有者の所在確認及びアンケートの郵送・回収を行う。発注者は、回収したアンケートについて個人情報を除いたうえで受注者に提供し、受注者は、アンケート回答内容について集計する。なお、発注者が回収したアンケートの提供時期は、協議のうえ決定するものとする。

(3) 報告書作成

実態調査及びアンケート調査の結果について取りまとめの上、報告書を作成する。報告書の仕様等については、発注者との協議により決定する。

5 成果品

- (1) 実態調査報告書 (A4 印刷) 3 部
- (2) 実態調査報告書 (電子データ) 1 式
- (3) 調査票 1 式
- (4) 本業務において作成した電子データ 1 式
- (5) 打ち合わせ議事録 1 式
- (6) その他発注者が指定するもの

6 個人情報等取扱

本業務で取り扱う個人情報等については、別記「個人情報取扱特記事項」及び「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」を遵守すること。

7 その他

業務の執行にあたっては、本業務監督員である本市職員と連絡を取り、その指示に従うこと。